

※ この申請書は75歳を迎える組合員の方が提出する届出書です。

建築国保の特例制度加入への意思確認書

決 裁	常務理事	事務長	課長	係長	係長	係	処 理	入力確認
被保険者証 記号・番号	新建	一	組合員 氏名		生年月日	昭和 年月日		
いずれかの番号に○	<p>1 「特例制度」を利用し、75歳になっても組合員として建築国保に継続加入する。</p> <p>2 「特例制度」を利用しない。(建築国保を脱退する。)</p>							
上記のとおり届けます。		令和 年 月 日		支部名	組合員住所			支部長印
新潟県建築国民健康保険組合 理事長殿								

- 原則75歳に達した組合員の方は、建築国保組合を脱退して後期高齢者医療制度へ移行することになります。
- ただし、建築国保の特例制度を受けることにより、後期高齢者医療制度の被保険者であっても引き続き建築国保に継続加入することができます。
- 特例制度を受けることにより、74歳以下の家族の方は継続して従来どおり建築国保の被保険者として保険給付及び保健事業を受けることができます。
- 特例を受けた75歳以上の組合員は、建築国保の保健事業を利用できますが、医療保険給付は「後期高齢者医療制度」から受けることになります。
- 事業主であって従業員を雇用している場合、(一社)新潟県建築組合連合会の会員を継続しない場合は、雇用している従業員は建築国保の組合員でいることはできません。